

水道の使用料

(1) 水道料金

ア. 水道事業

・用途別水道料金（1期（2カ月）当たり）

改正年月日 用途	S33. 1. 21創設		S34. 4. 1		S35. 4. 1		S37. 4. 1	
	料率 基本 (1カ月)	超過	基本	超過 (1㎡当たり)	基本	超過 (1㎡当たり)	基本	超過 (1㎡当たり)
家事用	1戸4人 まで 250円 1人増毎に 30円加算	支柱1柱 につき 30円 浴そう 1コ50円	据置き		20㎡まで 500円	21㎡～ 35円	据置き	
公共用	—	—	20㎡まで 900円	21㎡～ 40円	40㎡まで 1,200円	41㎡～ 35円		
事業用	—	—	20㎡まで 900円	21㎡～ 40円	40㎡まで 1,200円	41㎡～ 35円		
浴場営業用	—	—	200㎡まで 6,000円	201㎡～ 30円	200㎡まで 4,200円	201㎡～ 25円	200㎡まで 4,200円	201㎡～ 30円
大口用	—	—	4,000㎡まで 80,000円	4,001㎡～ 15円	40㎡まで 1,300円	41㎡～ 20円	40㎡まで 1,300円	41㎡～ 25円
特殊 臨時用	—	—	20㎡まで 2,000円	21㎡～ 100円	14㎡まで 2,000円	15㎡～ 100円	据置き	

改正年月日 用途	S42. 4. 1		S51. 7. 1	
	料率 基本	超過 (1㎡当たり)	基本	超過 (1㎡当たり)
家事用	16㎡まで 600円	17㎡～ 50円	16㎡まで 850円	17㎡～30㎡ 75円 31㎡～60㎡ 85円 61㎡～ 95円
公共用	40㎡まで 1,800円	41㎡～ 50円	40㎡まで 3,200円	41㎡～ 95円
事業用	40㎡まで 1,800円	41㎡～ 50円	40㎡まで 3,200円	41㎡～60㎡ 85円 61㎡～100㎡ 95円 101㎡～ 105円
浴場営業用	200㎡まで 6,000円	201㎡～ 40円	200㎡まで 9,000円	201㎡～ 70円
大口用	4,000㎡まで 140,000円	4,001㎡～ 15円	廃止（事業用として）	
特殊 臨時用	14㎡まで 2,000円	15㎡～ 100円	14㎡まで 4,000円	15㎡～ 200円

・口径別水道料金（1期（2カ月）当たり）

S63. 6. 1					H9. 6. 1				
口径	水量		従量料金（1㎡当たり）		口径	水量		従量料金（1㎡当たり）	
	水量	金額	使用水量段階区分	金額		水量	金額	使用水量段階区分	金額
13	20	1,500	第1段 1～50 (口径13mm～25mmに ついては21～50㎡)	100	13	20	1,500	第1段 1～50 (口径13mm～25mmに ついては21～50㎡)	100
20	20	4,000	第2段 51～100	110	20	20	4,000	第2段 51～100	110
25	20	9,800	第3段 101～1,000	120	25	20	9,800	第3段 101～1,000	120
40		14,600	第4段 1,001～	140	40		14,600	第4段 1,001～	140
50		36,600			50		36,600		
75		62,400			75		62,400		
100 以上					100 以上				

※1期（2カ月）当たりの料金の額は上記の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金を合算した額に100分の105を乗じて得た額とする。

H22. 6. 1					H25. 4. 1～				
口径	水量		従量料金（1㎡当たり）		口径	水量		従量料金（1㎡当たり）	
	水量	金額	使用水量段階区分	金額		水量	金額	使用水量段階区分	金額
13	20	1,800	第1段 1～50 (口径13mm～25mmに ついては21～50㎡)	110	13	20	1,800	第1段 1～50 (口径13mm～25mmに ついては21～50㎡)	120
20	20	4,000	第2段 51～100	120	20	20	4,000	第2段 51～100	130
25	20	9,800	第3段 101～1,000	140	25	20	9,800	第3段 101～1,000	150
40		14,600	第4段 1,001～	160	40		14,600	第4段 1,001～	170
50		36,600			50		36,600		
75		62,400			75		62,400		
100 以上					100 以上				

※1期（2カ月）当たりの料金の額は上記の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金を合算した額に100分の105を乗じて得た額とする。

※1期（2カ月）当たりの料金の額は上記の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金を合算した額に100分の105を乗じて得た額とする。
 ※平成26年6月1日以後の検針に係る料金の額は上記の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金を合算した額に100分の108を乗じた額とする。
 ※令和元年12月1日以後の検針に係る料金の額は上記の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金を合算した額に消費税等相当額を加算した額とする。

水道の使用料

・メーター使用料（1期分（2カ月）当たり）（S63.5.31廃止）

口径	改正年月日 使用料	S34.4.1	S42.4.1	S51.7.1	S55.4.1
		1期分当たり	1期分当たり	1期分当たり	1期分当たり
φ 13mm		60円	80円	100円	100円
φ 20mm		100円	140円	160円	160円
φ 25mm		120円	180円	200円	200円
φ 40mm		200円	300円	400円	400円
φ 50mm		-	-	1,800円	1,800円
φ 75mm		-	-	2,200円	2,200円
φ 100mm		-	-	3,000円	3,000円
φ 150mm		-	-	-	6,500円
φ 200mm		-	-	7,000円	7,000円

イ. 水道用水供給事業

料金（1㎡あたり）	112円
-----------	------

※※料金は、上記の表の区分により算出した額に消費税等相当額を加算した額とし、受水する水道事業者から徴収する

ウ. 飲料水供給施設

施設名	料金等 使用区分	基本料金（1期につき）		超過1㎡につき
		水量	料金	
小泉飲料水供給施設	家事用	16㎡	600円	40円
	その他	40㎡	1,200円	

※料金は、上記の表の区分により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額とし、飲料水供給施設の使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。
 ※令和元年12月1日以後の検針に係る料金は、上記の表の区分により算出した合計額に消費税等相当額を加算した額とし、飲料水供給施設の使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

口径	料金（1個1期につき）
φ 13mm	100円
φ 20mm	160円
φ 25mm	200円

※計量給水によるメーター使用料は、上記の表の区分により算定した額に100分の108を乗じて得た額とし、飲料水供給施設の使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。
 ※令和元年12月1日以後の検針に係る計量給水によるメーター使用料は、上記の表の区分により算定した額に消費税等相当額を加算した額とし、飲料水供給施設の使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(2) 加入金

区分	改正年月日	S47.4.1新設	S51.7.1	H10.4.1	R5.4.1
		1. 家事用、公共用及び事業用、新規給水加入金	φ 13mm 20,000円 φ 20mm 40,000円 φ 25mm 70,000円 φ 40mm 200,000円 φ 50mm 300,000円 φ 75mm 650,000円 φ 100mm 1,200,000円	40,000円 80,000円 140,000円 600,000円 1,000,000円 2,000,000円 4,000,000円	40,000円 80,000円 140,000円 600,000円 1,000,000円 2,000,000円 4,000,000円
2. 生産用水加入金（現在廃止）	新設1件当たり前項の2倍相当額	据置き	据置き	廃止	
3. 給水面積加入金（当初「宅地造成加入金」）	造成1区画当たり20,000円 宅地造成加入金については、第1項又は第2項の加入金の額を加算する。	1㎡当たり500円 据置き	給水対象敷地面積1㎡当たり500円（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いたものとする。）	廃止	
4. 水道未普及地域加入金 H24.2.15 新設	上記に掲げるもののほか、水道未普及地域解消事業の施行地域における新規給水の場合（別に定める分担金の賦課のある場合を除く。）は、管理者が別に定める額	給水区域	加入金の額	畑野町の一部の区域内 980,000円	
5. 旧簡易水道地域加入金 H30.4.1 新設	上記に掲げるもののほか、廃止前の亀岡市簡易水道事業給水条例第2条に定める給水区域のうち、管理者が別に定める額	給水区域	加入金の額	旧犬甘野簡易水道の給水区域 110,000円 旧袖原簡易水道の給水区域 50,000円	

※加入金の額は、上記の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。
 ※平成26年4月1日以後は上記の区分により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。
 ※令和元年10月1日以後は上記の区分により算定した額に消費税等相当額を加算した額とする。

亀岡市上下水道ビジョン

・令和3(2021)年3月発行
『亀岡市上下水道ビジョン2021～2030』から抜粋

ビジョン策定の趣旨

いま、本市をはじめ全国の水道・下水道は、水需要の減少、施設の老朽化、常態化する自然災害への対応という、これまでに経験したことがない課題に直面しています。時代の移り変わりや課題を乗り越えて、本市の発展とともに築いてきた水道・下水道を次の世代に引き継いでいかなければなりません。

亀岡市上下水道ビジョンは、50年先、100年先を見据えた亀岡市上下水道事業の存在意義や使命をもう一度問い直すなかで、そのあるべき姿、目指す将来像を描くとともに、その将来像を現実のものとするためにいま何が必要なのかをお示しするものです。

基本理念

SDGs(持続可能な開発目標)の理念のもとに、本市の水道・下水道がこれからも「あたりまえ」であり続けることで皆さまに「安心」をお届けし、皆さまの「信頼」にお応えするとともに、亀岡の美しい自然が育んだ「おいしい水道水」を守り、下水道がもつ水・資源・エネルギーの「循環のみち」としての可能性に挑戦することで、輝かしい「未来」を切り拓いていくという決意を込めて、亀岡市上下水道事業の基本理念を次のとおり定めます。

安心と信頼を未来につなぐ亀岡の上下水道
～ おいしい水と循環のみち～

ビジョンの組み立て



計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とします。



SDGs(持続可能な開発目標)



目指す将来像・基本目標と取組事項

亀岡市上下水道事業の基本理念のもと、20～30年先の本市上下水道事業の目指す将来像を描き、その実現に向けて着実に取り組みを進めることとします。

目指す将来像

いつも、いつまでも安心をお届けし信頼される水道・下水道であり続けることを願い、「安全・快適」、「強靱」、「持続」、「環境」の4つの言葉をキーワードとして目指す将来像を描きます。

安全 快適 おいしい水道水を配り、下水を排除し処理することで、皆さまに安全と快適をお届けします。

強靱 災害の時に役割を果たし続ける強靱な水道・下水道をつくります。

持続 効率のよい安定した経営を維持し、皆さまのライフスタイルに合った質の高いサービスを提供します。

環境 健全な水循環を維持するとともに、地球環境に配慮し、循環型社会の構築に貢献します。

安心と信頼を未来につなぐ亀岡の上下水道
～ おいしい水と循環のみち～

フローシート

・三宅浄水場フローシート

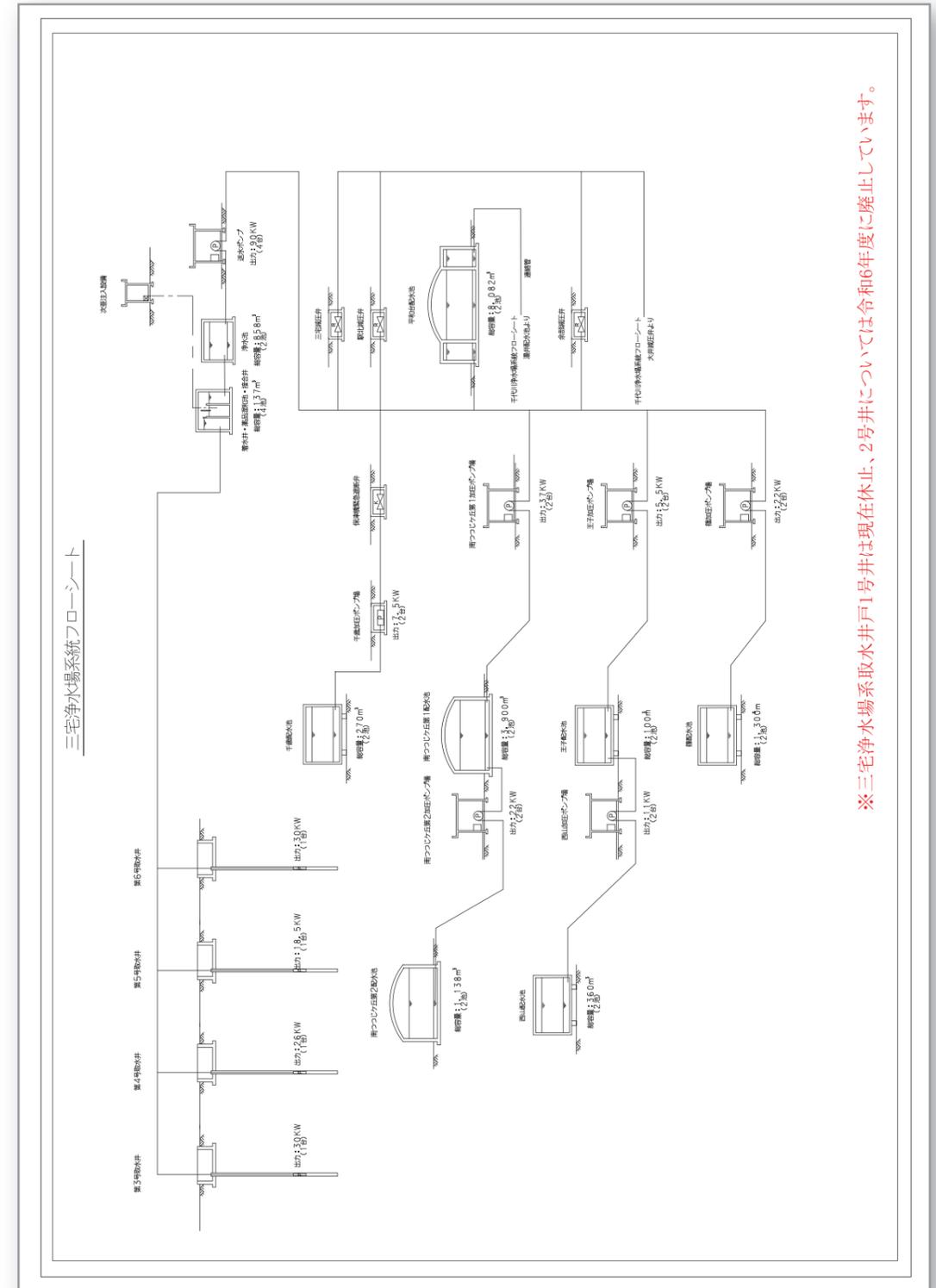
基本目標と取組事項

4つの目指す将来像のもと、その実現に向けた今後の取り組みの基本となる9つの目標と取組事項を次のとおり定めます。

基本理念	目指す将来像および基本目標	取組事項	取組内容		
安心と信頼を未来につなぐ 亀岡の上下水道 「おいしい水と循環のみち」	将来像1 安全・快適	1 安全でおいしい水の安定供給	水道施設の管理と更新	定期的な漏水調査と修繕 老朽水道管の計画的な更新 設備機器の計画的な更新	
			2 下水道による快適な生活の実現	水源から蛇口までの水質管理	水源水質の監視と取水運転の最適化 水安全計画の運用の強化
				給水装置の水質管理	防水槽水道の管理支援 直結給水の拡大
			3 下水道による快適な生活の実現	水道未普及地域の飲用水の確保	家庭用取水施設の整備の支援 共同管理水道の老朽施設更新の支援
	下水道施設の管理と更新	年谷浄化センターの長寿命化 不閉水の調査と管渠の修繕			
	4 浸水対策	雨水排水施設の整備の推進	雨水排水施設の整備の推進		
		雨水貯留施設の整備の促進	雨水貯留施設の整備の促進		
	将来像2 強靱	3 災害に強い強靱な施設の整備	水道施設の災害対策	基幹管路の耐震化 非常時バックアップ施設の検討	
			下水道施設の災害対策	年谷浄化センターの耐震化 下水道施設の耐水化	
			災害対応力の強化	B・C・P、危機管理マニュアルの改善 災害時活動拠点の整備	
			災害時の連携強化	応急給水機材の充実 関係団体等との連携 使用者の皆さまとの連携	
	将来像3 持続	5 お客さまサービスの充実	広報・広聴の充実	わかりやすい情報の発信 上下水道の役割や魅力のPR 字居の場の提供 定期的なアンケート調査の実施	
お客さまの利便性の向上			お客さま窓口の充実 料金収納サービスの向上 スマートメーターの導入		
6 持続可能な経営基盤の強化		健全な財政の確保	水道事業の企業債発行の適正化 料金体系等の見直し 料金水準のあり方の検討 下水道施設更新のための資金の確保		
		人材の確保・育成と技術の継承	職員の技術の継承 職員の専門性の向上 アセットマネジメントの実践		
7 効率的な事業経営の推進	適切な資産管理の推進	設備投資の合理化 下水道施設の統合			
	民間連携	施設管理業務委託の改善 窓口業務委託の内容の見直し 新たな民間連携の研究			
将来像4 環境	8 健全な水循環と地球環境への配慮	健全な水循環の維持	下水の高度処理化 水質森林の保全		
		CO ₂ の削減	施設の省エネ化の推進 再生可能エネルギーの活用		
		給水スポットづくり	給水スポットの普及促進		
		下水道資源の有効利用	下水汚泥の有効利用 消化ガス発電の推進		
9 循環型社会の構築への貢献	地域資源の循環の役割の発揮	浄化槽汚泥の資源化 生ごみの受け入れ 廃棄物の資源化の研究			

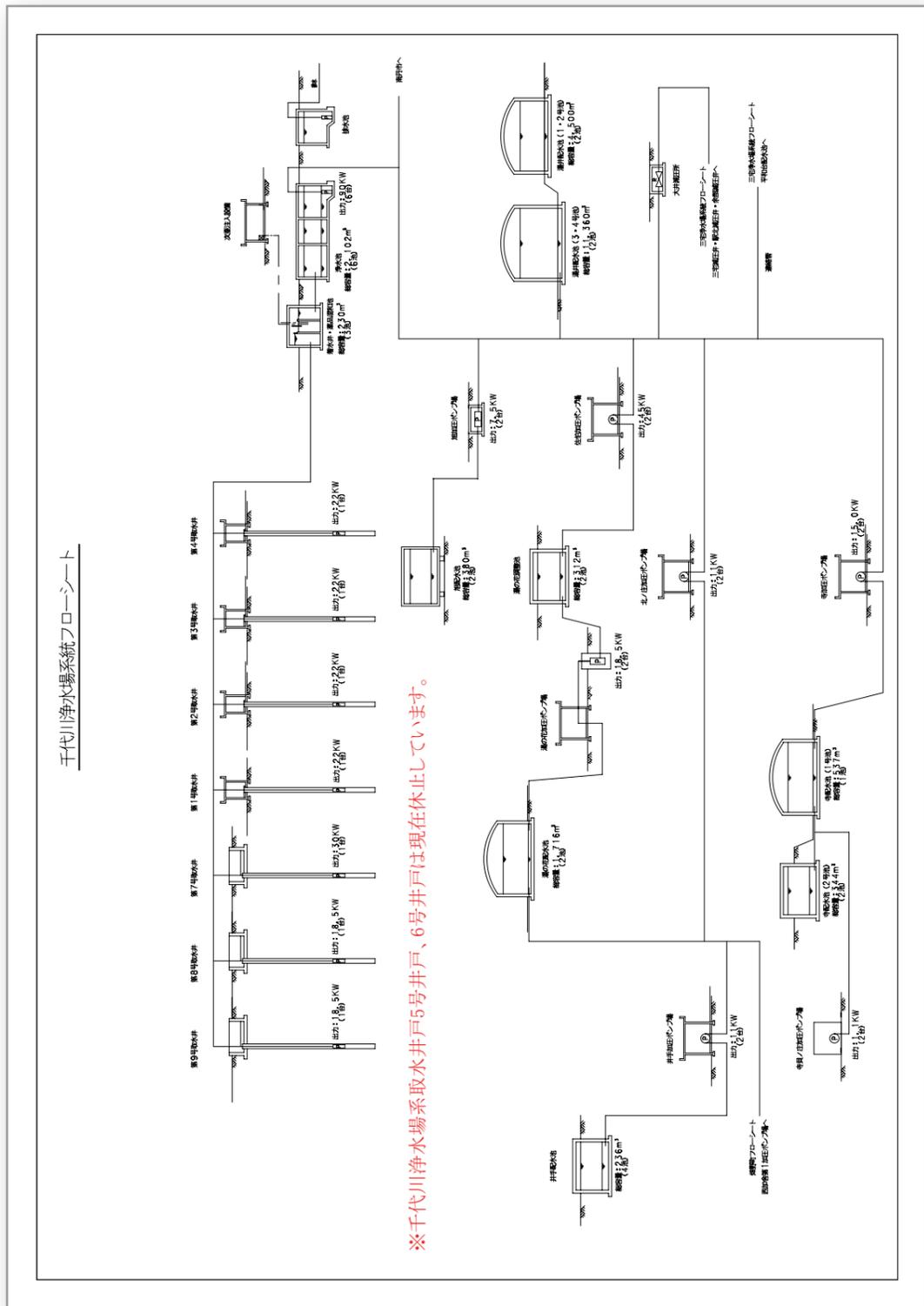
計画のフォローアップ

ビジョンの達成に向けて、PDCA サイクルによるフォローアップ(進捗管理)を行っていきます。

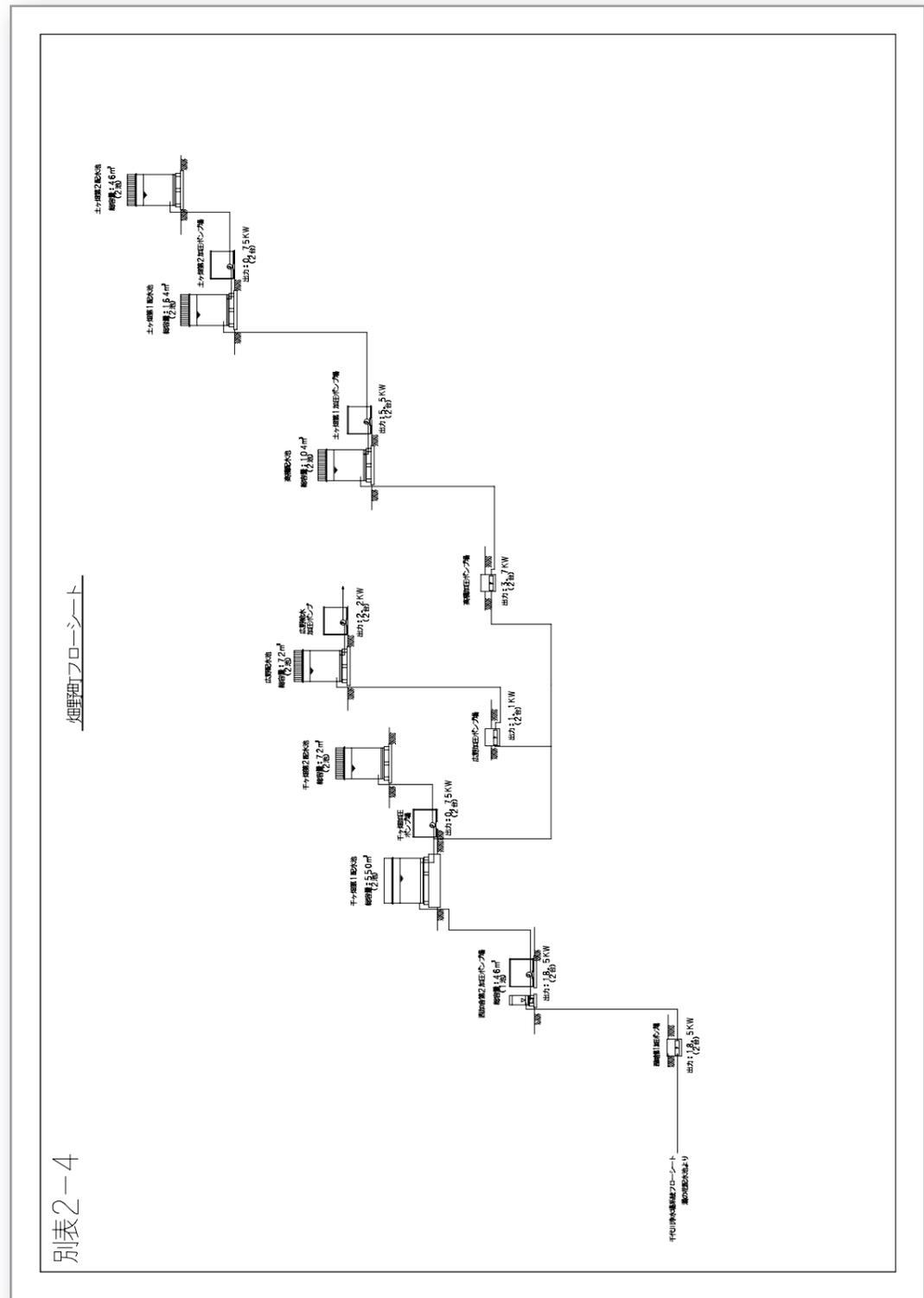


※三宅浄水場系取水井戸1号井は現在休止、2号井については令和6年度に廃止しています。

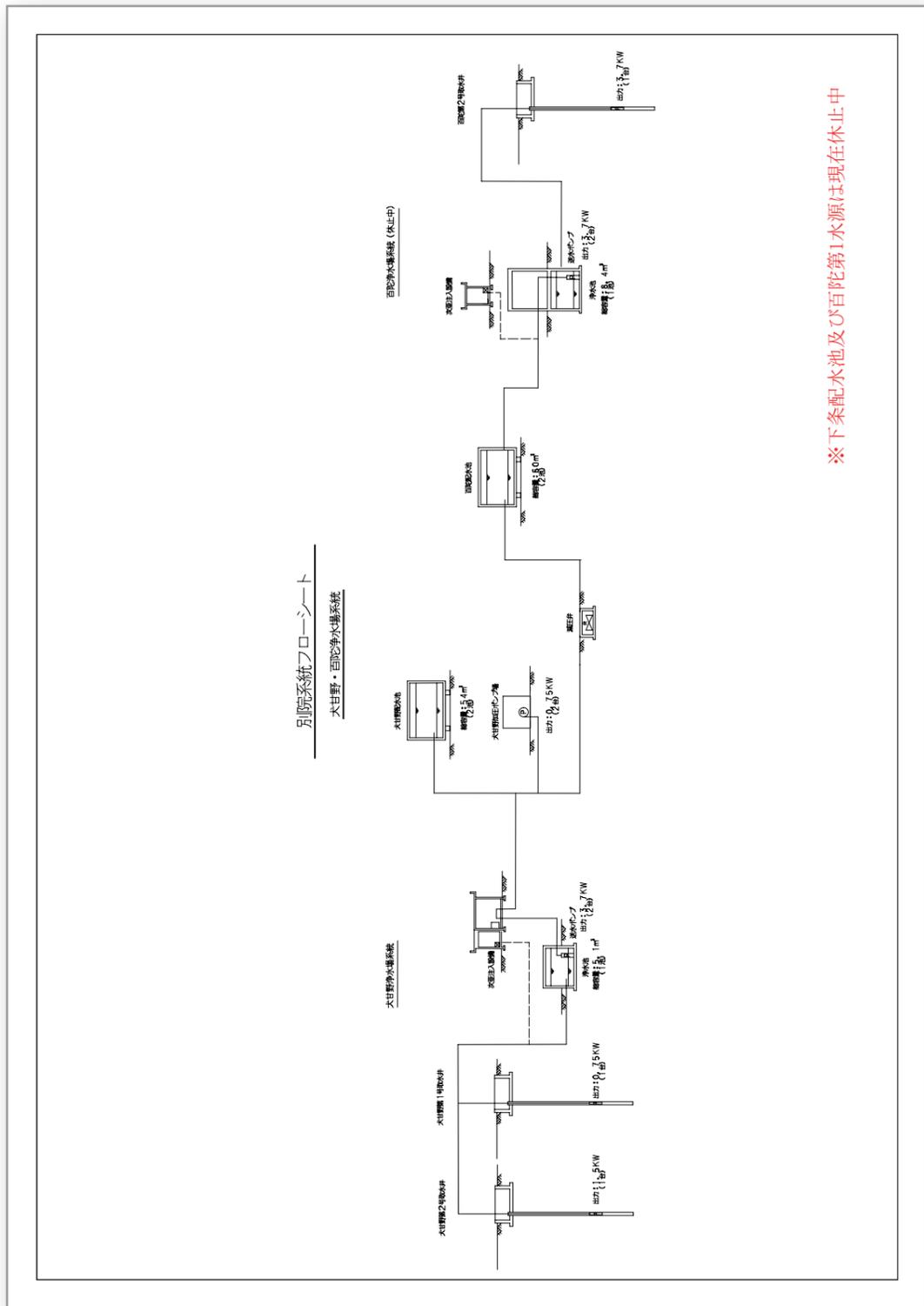
・千代川浄水場フローシート



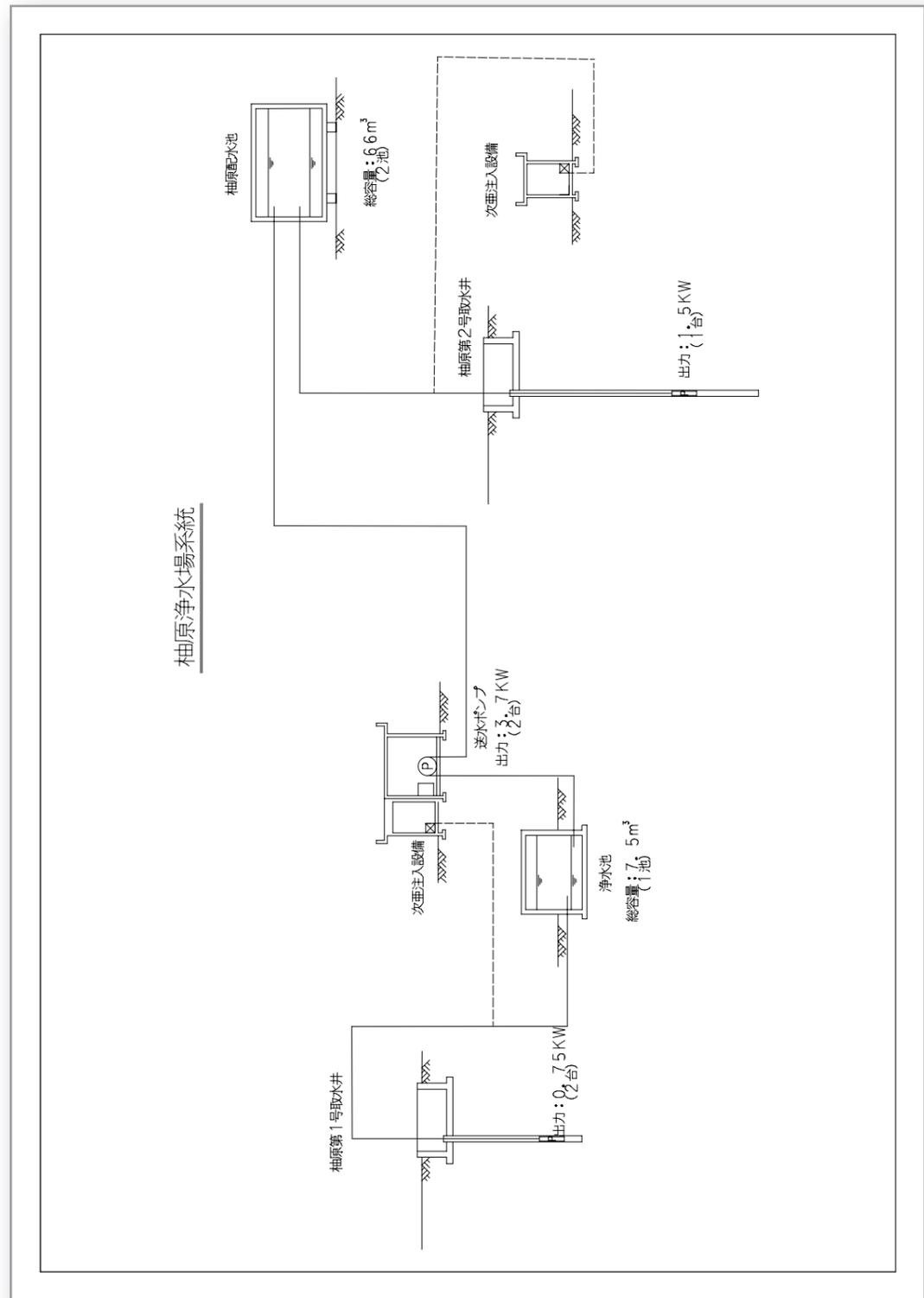
・畑野地区配水フローシート



・別院方面フローシート



・別院方面袖原フローシート



亀岡市水道事業
70周年 記念誌

発行日：令和7（2025）年3月

発行元：亀岡市上下水道部

〒621-0805

亀岡市安町釜ヶ前20番地

TEL：0771-56-9302（水道課）

編集協力：（株）水道産業新聞社